

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

第87期（2020年4月1日～2021年3月31日）

- ・業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
- ・連結株主資本等変動計算書
- ・要約連結キャッシュ・フロー計算書（ご参考）
- ・連結注記表
- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

株式会社 TBグループ

本事項につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tb-group.co.jp/>）に掲載することにより、株主の皆さまに提供しているものであります。

(事業報告)

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は
以下のとおりであります。

なお、当社は、2015年5月21日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システム構築に関する基本方針」）を一部改定する決議をいたしました。

①業務の適正を確保するための体制

(1) 当社及び子会社の取締役、使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 経営理念に則った役職員がとるべき行動の基準・規範を示した「倫理規範」を制定し、代表取締役社長がその精神を全社に継続的に伝達することにより、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。
- ・ コンプライアンス統括責任者として当社代表取締役社長を任命し、当社経営管理本部がコンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたる。
- ・ 当社監査役はコンプライアンスの状況を監査し、取締役会に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ・ 当社及びグループ各社にて「内部通報制度規程」を制定し、使用人が法令違反の疑義のある行為等を発見した場合、速やかに当社に設置する窓口に通報・相談するシステムとして、「株式会社TBグループホットライン」を整備する。
- ・ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況について、当社及びグループ各社は反社会的勢力や団体に対して毅然とした態度・行動で臨み、一切の関係を遮断いたします。「倫理規範」にその旨を明文化し、当社及びグループ各社の役職員全員に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備してまいります。
- ・ 当社及びグループ各社は、金融商品取引法及びその他の法令の定めに従って、財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を継続的に行い、財務報告の信頼性と適正性を確保いたします。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」に基づき適正に保存管理する。
- ・取締役、監査役、会計監査人等から閲覧の要請があった場合に備え、本社において速やかに閲覧が可能となるよう体制を整備する。
- ・取締役の職務執行に係る情報の作成・保存・管理状況について、監査役の監査を受ける。
- ・「情報セキュリティ方針」等を制定し、情報管理に努める。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理に関する総括責任者に当社代表取締役社長を任命し、当社及びグループ各社の取締役または執行役員とともに、それぞれの会社に関するリスクを体系的に管理するため、「経理規則」「経理規程」「売掛債権管理規程」等に加え、「リスク管理規程」を制定する。
- ・リスク管理を統括する部門は当社経営管理本部とし、当社及びグループ各社においては各社の業務内容を整理し、内在するリスクを把握・分析・評価した上で、関連規程に基づきマニュアル、ガイドラインを制定し、当社及びグループ各社のリスク管理体制の整備を図る。
- ・当社及びグループ各社で不測の事態が発生した場合の手続きを含む危機管理体制を整備し、迅速かつ適正な対応を行い、損失を最小限度にとどめる。

(4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社及びグループ各社の取締役会を原則として月1回（定時）開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、経営に関する重要事項について迅速かつ確かな意思決定を図るとともに、当社及びグループ各社の取締役相互の情報の共有化とその業務執行の監督等を行う。また、決裁に関する当社及びグループ各社の「決裁権限および決裁書類取扱規程」において、取締役決裁、社長決裁等の決裁権限を定め、効率的に職務が行われる体制を確保する。
- ・当社及びグループ各社の取締役会は、中期経営計画及び年次経営計画を策定し、当社代表取締役並びに当社及びグループ各社の取締役及び執行役員は各社の目標達成に向けて職務を遂行し、当社取締役会がその実績管理を行う。

(5) **当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ・子会社の取締役又は監査役を当社から派遣し、取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は子会社の業務執行状況を監査する。また、定期的にグループ各社の代表取締役又は当社派遣役員より業務執行状況を当社取締役会において報告する。
- ・「子会社管理規程」に基づき子会社を含めたコンプライアンス体制、リスク管理体制を整備するとともに、内部通報制度のグループ各社への適用及び当社の内部監査部門にてグループ各社の業務監査を実施する。
- ・当社及びグループ各社の内部統制の仕組みを見直すとともに、業務プロセスの文章化・評価、リスクコントロール並びに内部統制システムの更なる整備を進める。

(6) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制とその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- ・現在監査役の職務を補助する使用人はいないが、監査役から求められた場合には、監査役と協議の上設置することとする。
- ・監査役が指定する補助すべき期間中は、当該使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、人事異動、人事評価及び懲戒処分は、監査役会の同意を得なければならないものとする。

(7) **当社及び子会社の取締役及び執行役員及び使用人が当社監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ・当社経営管理本部担当取締役が重要事項について、当社及びグループ各社より定期的に報告を受けた上で、監査役会において報告する。
- ・当社及びグループ各社の取締役及び執行役員及び使用人は、監査役の求めに応じて業務執行状況を報告する。また、当社及びグループ各社の取締役は当社及び子会社から成る企業集団に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知したときは直ちに監査役会に報告する。
- ・当社監査役会は、当社代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- ・当社監査役会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

(8) **前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- ・ 監査役に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制を構築する。

(9) **監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

- ・ 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

② **業務の適正を確保するための体制の運用の状況**

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) **コンプライアンスに対する取組み**

当社は、社内規程、行動規範の整備を行い、コンプライアンス総括責任者である当社代表取締役社長が、全社に継続的にその内容を伝達することにより、使用人へ周知徹底し、コンプライアンスの浸透を図っております。また、内部通報制度の窓口を設けており、通報後の情報については、内部通報制度規程に準じた厳格な管理、対応を行っております。

(2) **リスク管理に対する取組み**

当社は、リスク管理を統括する部門を経営管理本部とし、当社及びグループ各社の業務内容を整理し、内在するリスクを把握・分析・評価した上で、リスク管理に関する総括責任者である当社代表取締役社長に報告を行い、情報の共有及び管理を徹底いたしました。

(3) **取締役の職務執行の適正及び職務執行が効率的に行われることを確保するための仕組み**

当事業年度において、取締役会は14回開催され、取締役及び監査役は重要な審議事項に対して活発な意見交換を行っております。社外取締役はそれぞれの見地からアドバイス、意見を表明し、監査役会と連携しながら取締役の職務執行に関して積極的に提言を行っております。

(4) **内部監査の実施に関する取組み**

経営管理本部は、内部統制体制のモニタリングを実施し、事業活動、業務の適切性、効率性を確保しております。監査結果は、取締役、経営幹部へ速やかに報告され、適宜の改善、フォローアップが行われております。

(5) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための取組み

当事業年度において監査役会は13回開催され、監査が実効的に行われるよう、監査方針及び監査計画を十分協議の上策定し、本部各部署、子会社に往査して監査を実施しております。また、各監査役から監査に関する重要事項について報告を受け、協議、決議を行うとともに、常勤監査役は取締役会に出席し、代表取締役、会計監査人との会合を適宜実施いたしております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,056,589	1,695,137	△4,450,960	△14,046	1,286,719
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△438,423		△438,423
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	△438,423	-	△438,423
当期末残高	4,056,589	1,695,137	△4,889,383	△14,046	848,296

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	△2,590	△2,590	5,528	19,229	1,308,887
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)					△438,423
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2,143	2,143	-	△19,229	△17,086
当期変動額合計	2,143	2,143	-	△19,229	△455,509
当期末残高	△447	△447	5,528	-	853,378

<ご参考>

要約連結キャッシュ・フロー計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

区 分	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純損失 (△)	△446,247
減価償却費	66,183
減損損失	70,300
たな卸資産評価損	10,524
たな卸資産除却損	15,015
売上債権の減少額	28,159
たな卸資産の減少額	39,891
仕入債務の減少額	△51,304
未払費用の増加額	22,199
その他	40,448
営業活動によるキャッシュ・フロー	△204,828
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△3,200
定期預金の払戻による収入	3,600
有形固定資産の取得による支出	△46,653
無形固定資産の取得による支出	△6,321
連結の範囲の変更を伴う 子会社株式の取得による支出	△1,320
その他	9,680
投資活動によるキャッシュ・フロー	△44,214
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	80,000
長期借入金の返済による支出	△22,842
割賦債務の返済による支出	△11,010
財務活動によるキャッシュ・フロー	46,147
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	1,232
V 現金及び現金同等物の減少額	△201,662
VI 現金及び現金同等物の期首残高	593,443
VII 現金及び現金同等物の期末残高	391,780

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 8社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社Mビジュアル
株式会社TOWA

② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の数 0社

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 2社
- ・当該会社等の名称 株式会社ホスピタルネット
株式会社エムモビリティ

② 持分法を適用していない関連会社の状況

- ・当該会社等の名称 東和レジスター北都販売株式会社
株式会社TOWA西九州
- ・持分法を適用しない理由 持分法を適用していない関連会社は、各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

① 連結の範囲の変更

当連結会計年度において連結子会社㈱Mビジュアルが株式を100%取得した㈱JTB訪日外貨両替を連結の範囲に含めております。

② 持分法の適用範囲の変更

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・時価のあるもの 連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・時価のないもの 移動平均法による原価法

- ロ. デリバティブ等の評価基準及び評価方法
時価法
- ハ. たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・商品・製品 移動平均法による原価法
 - ・販売用不動産 個別法による原価法
 - ・原材料 移動平均法による原価法
 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - イ. 有形固定資産 定率法
(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、並びに賃貸資産は定額法によっております。
 - ロ. 無形固定資産 定額法
(リース資産を除く) なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における見込利用可能期間(3～5年)に基づく定額法を採用しております。
 - ハ. リース資産
 - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
 - イ. 貸倒引当金 売上債権・貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ロ. 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ④ その他連結計算書類作成のための重要な事項
 - イ. 退職給付に係る会計処理の方法 退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
 - ロ. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
 - ハ. 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっておりますが、連結子会社において免税事業者に該当する場合は、税込方式によっております。控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

2. 会計方針の変更

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「未払消費税等」においては金額的重要性が増したため当連結会計年度より区分掲記しております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、区分掲記していた、営業外収益の「受取手数料」は金額的重要性が乏しくなったため当連結会計年度より営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものはありません。

なお、固定資産の減損等の会計上の見積りにおいて、新型コロナウイルス感染症による影響は、今後一定期間をかけて徐々に回復していくという仮定に基づき、会計上の見積りを行っております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産及び担保付債務

① 担保提供資産

商品及び製品(販売用不動産)	3,078千円
建物及び構築物	31,254千円
土地	33,346千円
計	67,679千円

② 担保付債務

当連結会計年度末において担保付債務はありません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,209,278千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	9,419,142株	一株	一株	9,419,142株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	47,124株	一株	一株	47,124株

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当する事項はありません。

(4) 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式数 (株)				当連結会計年度末残高 (千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
当社	第1回新株予約権	普通株式	1,194,100	－	－	1,194,100	5,528
	合計	－	1,194,100	－	－	1,194,100	5,528

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、売掛債権管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

差入保証金は営業取引上の保証金や事業所の賃貸借契約による敷金であり、差入先の信用リスクに晒されていますが、定期的にモニタリングを実施し、財務状況の悪化等を把握したときは速やかに対応するなどリスク軽減に努めております。

借入金の使途は運転資金(主として短期)及び設備投資資金(長期)であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額（*3）	時 価（*3）	差 額
①現金及び預金	394,380	394,380	－
②受取手形及び売掛金	228,610		
貸倒引当金（*1）	△3,950		
	224,660	224,660	－
③投資有価証券			
その他有価証券	6,235	6,235	－
④支払手形及び買掛金	(95,308)	(95,308)	－
⑤未払費用	(96,204)	(96,204)	－
⑥短期借入金	(100,000)	(100,000)	－
⑦長期借入金（*2）	(98,622)	(98,622)	－

（*1）受取手形及び売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（*2）連結貸借対照表の1年内返済予定の長期借入金（連結貸借対照表計上額13,332千円）は、上表⑦長期借入金に含めております。

（*3）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

時価について、株式は取引所の価格によっております。

④支払手形及び買掛金、⑤未払費用、⑥短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑦長期借入金

時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 非上場株式等（連結貸借対照表計上額255,549千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3. 差入保証金（連結貸借対照表計上額91,470千円）は、償還スケジュールが未確定で将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象には含めておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 90円47銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 46円78銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

(資金の借入)

当社は、新型コロナウイルス感染症による事業への影響を鑑み、今後の運転資金の確保を目的として2021年4月30日に100百万円の借入を実行いたしました。

- (1)資金使途：運転資金
- (2)借入先：朝日信用金庫
- (3)借入金額：100百万円
- (4)借入金利：固定金利
- (5)借入実行日：2021年4月30日
- (6)借入期間：7年
- (7)担保提供資産：無担保
- (8)保証の内容：40百万円について、当社代表取締役会長兼社長 村田三郎による連帯保証

(資本金および資本準備金の額の減少ならびに剰余金の処分)

当社は、2021年5月18日開催の取締役会において、下記のとおり資本金および資本準備金の額の減少、ならびに剰余金の処分について、2021年6月29日開催予定の第87回定時株主総会に付議することを決議いたしました。

- (1)資本金および資本準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の目的

当社は、現在生じている繰越利益剰余金の欠損を填補し財務体質の健全化を図るとともに、株主還元を含む今後の資本政策の機動性を確保するため、会社法第447条第1項および第448条第1項の規定に基づき、資本金および資本準備金の額の減少ならびに剰余金の処分を行うものであります。

- (2)資本金の額の減少の要領

- ①減少する資本金の額

資本金の額4,056,589千円のうち3,350,000千円を減少し、706,589千円といたします。

- ②資本金の額の減少の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、資本金の減少額3,350,000千円はその他資本剰余金に振り替えます。

(3)資本準備金の額の減少の要領

①減少する資本準備金の額

資本準備金の額1,301,645千円のうち1,301,645千円を減少し、0円といたします。

②資本準備金の額の減少の方法

資本準備金の減少額1,301,645千円はその他資本剰余金に振り替えます。

(4)剰余金の処分の要領

会社法第452条の規定に基づき、上記の資本金および資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当いたします。

①減少する剰余金の項目およびその額

その他資本剰余金4,771,441千円

②増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金4,771,441千円

(5)日程

- | | |
|--------------|----------------|
| ①取締役会決議 | 2021年5月18日 |
| ②債権者異議申述公告 | 2021年6月25日（予定） |
| ③定時株主総会決議 | 2021年6月29日（予定） |
| ④債権者異議申述最終期日 | 2021年7月26日（予定） |
| ⑤効力発生日 | 2021年7月30日（予定） |

(6)その他の重要な事項

本件は純資産の部における勘定科目の振替処理であり、当社の純資産額に変更を生じるものではありません。

本連結計算書類中の記載金額（1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を除く）は、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金計	その剰余金計	その他利益剰余金計		
当期首残高	4,056,589	1,301,645	315,266	1,616,911	△4,359,540	△4,359,540	△9,316	1,304,644
当期変動額								
当期純損失(△)					△411,900	△411,900		△411,900
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	△411,900	△411,900	-	△411,900
当期末残高	4,056,589	1,301,645	315,266	1,616,911	△4,771,441	△4,771,441	△9,316	892,743

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等計		
当期首残高	△313	△313	5,528	1,309,859
当期変動額				
当期純損失(△)				△411,900
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,143	2,143	-	2,143
当期変動額合計	2,143	2,143	-	△409,756
当期末残高	1,829	1,829	5,528	900,102

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・ 子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法
 - ・ その他有価証券
 - 時価のあるもの 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 時価のないもの 移動平均法による原価法
 - ② デリバティブ等の評価基準及び評価方法
 - 時価法
 - ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・ 商品・製品 移動平均法による原価法
 - ・ 販売用不動産 個別法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産 定率法
（リース資産を除く） ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。
 - ② 無形固定資産 定額法
（リース資産を除く） なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（3～5年）に基づく定額法を採用しております。
 - ③ リース資産
 - ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金 売上債権・貸付金等の貸倒損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金 従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
 - ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

- ① 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- ② 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式により、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

2. 会計方針の変更

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものはありません。

なお、固定資産の減損等の会計上の見積りにおいて、新型コロナウイルス感染症による影響は、今後一定期間をかけて徐々に回復していくという仮定に基づき、会計上の見積りを行っております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産及び担保付債務

① 担保提供資産	
商品及び製品 (販売用不動産)	3,078千円
建物	31,254千円
土地	33,346千円
計	67,679千円

② 担保付債務

当事業年度末において担保付債務はありません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 565,784千円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く)

① 短期金銭債権	226,046千円
② 長期金銭債権	266,194千円
③ 短期金銭債務	12,555千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	873,702千円
② 仕入高	3,434千円
③ 販売費及び一般管理費	46,407千円
④ 営業取引以外の取引高	1,089千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	17,559株	－株	－株	17,559株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、税務上の繰越欠損金、関係会社株式評価損、貸倒引当金超過額であります。回収可能性を考慮して全額評価性引当額を計上しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 注9	役員兼任	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 注3	科目	期末残高
子会社	トータルテクノ株	所有直接100%	有	資金の援助	-	-	長期未収入金 注4	43,237
							長期貸付金 注4	90,136
子会社	株TOWA	所有直接50.0%	有	当社商品の販売	SA機器、LED表示機の販売 注1	749,070	売掛金 未収入金 長期未収入金	81,380 15,746 17,335
子会社	株オービカル 注5	所有直接100%	有	資金の援助	-	-	長期未収入金 注6 長期貸付金 注6	182,033 55,600
子会社	株オービカル	所有直接100%	有	資金の援助	-	-	長期未収入金 注7 長期貸付金 注7	48,164 97,799
子会社	株Mビジュアル	所有直接100%	有	当社商品の販売	LED表示機の販売 注1	89,817	売掛金 注8 未収入金 注8	56,543 61,869
				資金の援助	-	-	短期貸付金	10,000
関連会社	株エムモバイル	所有直接13.5% [18.0%]	有	当社商品の販売	-	-	長期未収入金 注10	117,468
				資金の援助	資金の回収 注2	2,100	長期貸付金 注10	22,658

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
3. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
4. 子会社トータルテクノ㈸への債権に対し、当事業年度において133,373千円の貸倒引当金を計上しております。
5. ㈸オービカルは、㈸オービカル中部が商号変更したものであります。
6. 子会社㈸オービカルへの債権に対し、当事業年度において237,633千円の貸倒引当金を計上しております。
7. 子会社㈸オービカルへの債権に対し、当事業年度において145,963千円の貸倒引当金を計上しております。
8. 子会社㈸Mビジュアルへの債権に対し、当事業年度において113,088千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において113,088千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
9. 議決権等の所有割合の欄における[]書きは、緊密な者又は同意している者の所有割合を外数で表示しております。
10. 関連会社㈸エムモビリティへの債権に対し、当事業年度において140,127千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において3,200千円の貸倒引当金戻入額を計上しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 95円15銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 43円81銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

「資金の借入」及び「資本金および資本準備金の額の減少ならびに剰余金の処分」につきましては、「連結注記表」9. 重要な後発事象に関する注記に、同一の内容を記載しておりますので、記載を省略しております。

本計算書類中の記載金額（1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を除く）は、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。